令和３年３月

第３回　つくば市農業委員会総会議事録

日　　時　　令和３年３月１２日　午後１時３０分

場　　所　　つくば市役所　コミュニティ棟１階　会議室１・２

出　席　委　員

１番	白石　悟	２番	對崎　徳男
４番	石島　繁	５番	加園　秀信
８番	青木　道子	９番	飯岡　勉
１０番	本橋　文男	１１番	野堀　良夫
１４番	遠藤　道夫	１７番	飯野　和男
１９番	蛯原　昇	２３番	髙谷　榮司
２４番	成島　昭治		

欠　席　委　員

３番	大野　博司	６番	吉田　新一
１２番	中山　巌	１３番	飯島　孝一
１６番	鮏川　満雄	１８番	市村　元則
２０番	髙野　武久	２１番	坂入　誠
２２番	中山　義美		

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	山田　憲男
農業行政課	課　長	佐藤　宏明
農業行政課	課長補佐	天貝　雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉　亮成
農業行政課	係　長	吉田　知幸
農業行政課	係　長	藤井　雄平
農業行政課	主　任	細田　康輔

１．本日の会議に付した案件

日程第１　議事録署名委員の選任について

日程第２　議案第　１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第　２号　農地法第４条の規定による許可について
議案第　３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第　４号　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第　５号　現況証明の発行可否について
議案第　６号　買受適格証明の発行可否について
議案第　７号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第　８号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
議案第　９号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見について
議案第１０号　つくば市農業委員会事務局障害者活躍推進計画について
日程第３　報告第　１号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可について
報告第　２号　農地法第４条第１項第８号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第　３号　農地法第５条第１項第７号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第　４号　制限除外の農地の移動届について
報告第　５号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
報告第　６号　つくば市農地移動適正化あっせん基準第６の１によるあっせん委員の指名について
報告第　７号　農地等の現況に係る照会に対する回答について
報告第　８号　つくば市農地移動適正化あっせん基準第６の１によるあっせん結果について
報告第　９号　引き続き農業経営を行っている旨の証明について

開議の宣告　　【午後１時３０分　開会】

事務局（山田事務局長）
皆様、改めまして、こんにちは。本日は、御多忙のところ、令和３年第３回総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
早速ですが、開会に当たりまして、髙谷会長から御挨拶をいただきたいと思います。会長、よろしくお願いします。

会　　長（髙谷　榮司）
皆さん、こんにちは。御多忙の中、大変御苦労様でございます。少しずつ暖かくなってきて、水稲作付の準備も始まってきていることと思います。
新型コロナウイルス感染症についても、茨城県独自の緊急事態宣言が解除され、少し

落ち着いてきておりますが、農業委員会の総会は４月まで出席委員を半数に減らして執り行うことを運営委員会で決定しました。５月総会につきましては、農業委員任期満了に伴い、現行の委員での最後の総会となりますので、全員出席していただきたいと考えております。

最後になりますが、山田局長が今月末で退任されます。残りわずかになりましたが、引き続きよろしくお願いいたします。局長には、後程御挨拶をお願いしたいと思います。

本日は大変御苦労さまでございます。

事務局（山田事務局長）

どうもありがとうございました。

それでは、総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第６条によりまして会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行を髙谷会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

開議の宣告

会　　長（髙谷　榮司）

ただいまより令和３年第３回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日は、事前にお願いいたしました総会出席委員割り振りのとおり、３番大野委員外８名が欠席しておりますので御報告いたします。

本日の出席委員数は１３名で、定足数に達していることから、令和３年第３回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第１　議事録署名委員の選任について

議　　長（髙谷　榮司）

それでは、日程第１、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第２５条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）

それでは、異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席１９番蛯原　昇委員、議席２４番成島昭治委員を指名いたします。

また、本日の会議書記は、事務局吉田係長を指名いたします。

日程第２に入る前に発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第１４条のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡

潔明瞭に発言をお願いいたします。

日程第２　議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

議　　長（髙谷　榮司）
　それでは、日程第２、議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）
　議案第１号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を行っていただいておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
　まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員
　去る３月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号１番については、必要書類が不足しているため継続審議といたしました。
　提出番号２番については、水稲・野菜・芝を作付している農家で、申請地には野菜・芝を作付する予定です。
　提出番号３番、４番については、同一申請人のため一括して説明いたします。受人は水稲・野菜を作付している農家で、申請地には水稲を作付する予定です。
　以上のことから、提出番号１番については継続審議とし、２番から４番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労さまでございます。
　続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員
　去る３月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号５番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
　提出番号６番、７番については、交換の案件であるため一括して説明いたします。申請者は、お互いに自身が所有する土地に隣接する土地を一体で耕作するために交換するものです。

提出番号８番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
提出番号９番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
提出番号１０番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
以上のことから、５番から１０番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
御苦労さまでございます。
続きまして、茎崎地区分について、蛯原委員、お願いいたします。

蛯原　昇委員
３月１０日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号１１番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
提出番号１２番、１３番については、同一申請人のため一括して説明いたします。受人は水稲・野菜を作付している農家で、申請地には水稲を作付する予定です。
提出番号１４番については、以前、申請者が隣接農地で行った土盛りが申請地まで越境しており、現在の状況と今後の営農計画について聞き取り調査を実施するため、継続審議といたしました。
提出番号１５番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
以上のことから、１４番については継続審議とし、１１番から１３番、１５番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
御苦労さまでございます。
続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島　繁委員
去る３月８日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。
提出番号１６番については、水稲、芝を作付している農家で、申請地には水稲を作付する予定です。

提出番号１７番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
提出番号１８番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
提出番号１９番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には水稲を作付する予定です。
提出番号２０番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
提出番号２１番、２２番については、同一申請人のため一括して説明いたします。受人は水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
提出番号２３番については、果樹、野菜を作付している農家で、申請地には果樹を作付する予定です。
提出番号２４番については、水稲、芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。
以上のことから、１６番から２４番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
御苦労さまでございます。
続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員
去る３月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号２５番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には水稲を作付する予定です。
提出番号２６番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には水稲・野菜を作付する予定です。
提出番号２７番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
提出番号２８番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
提出番号２９番、３０番については、同一申請人のため一括して説明いたします。受人は水稲を中心に大規模に営農展開している法人で、申請地には水稲を作付する予定です。
提出番号３１番、３６番、３７番については、同一申請人のため一括して説明いたします。受人は野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
提出番号３２番については、果樹を作付する農家で、申請地には果樹を作付する予定です。
提出番号３３番、３４番については、交換の案件であるため一括して説明いたします。

申請者は、お互いに自身が所有する土地に隣接する土地を一体で耕作するために交換するものです。
　提出番号３５番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
　以上のことから、２５番から３７番については、農機具等も所有しており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労さまでございます。
　続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員
　去る３月１０日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号３８番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
　提出番号３９番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
　提出番号４０番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
　提出番号４１番から４４番は、同時申請で新規就農となります。申請地には水稲、野菜を作付する予定です。
　提出番号４５番については、提出番号４６番と交換のための申請です。水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
　提出番号４６番については、提出番号４５番と交換のための申請です。水稲、野菜を作付している農家で、野菜を作付する予定です。
　提出番号４７番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
　提出番号４８番については、農業委員会による農地再生チャレンジ事業イベント用地として、令和３年７月３１日まで使用するため借り受けするものです。
　以上のことから、３８番から４７番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、また、４８番については、農地法施行令第２条第１項の不許可の例外に該当するため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　ありがとうございました。
　以上で、議案第１号の説明及び報告が終わりました。

提出番号１番、１４番は、継続審議との報告がありましたので、先に審議いたします。
提出番号１番、１４番について、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
御質問、御意見ともにないようですので、これにて提出番号１番、１４番に対する質疑を終結いたします。
これより採決します。
提出番号１番、１４番については、担当委員報告のとおり継続審議とすることに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１号、提出番号１番、１４番は継続審議といたします。
続きまして、提出番号２番から１３番、１５番から４８番について審議いたします。
御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
御質問、御意見ともにないようですので、提出番号２番から１３番、１５番から４８番に対する質疑を終結いたします。
これより採決します。
提出番号２番から１３番、１５番から４８番について許可することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
それでは、異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号２番から１３番、１５番から４８番については許可することに決定いたします。

議案第２号　農地法第４条の規定による許可について

議　　長（髙谷　榮司）
次に、議案第２号　農地法第４条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）
議案第２号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を行っていただいておりますので、本橋委員より調査結果の報告をお願いいたします。

本橋文男委員
提出番号１番については農用地区域内の農地です。
申請者は、土地を借り受け、研究施設として利用しておりましたが、このたび申請地を返却するにあたり、原状回復のために盛土をするもので、令和３年３月31日までの一時転用です。
提出番号２番については、農地区分は第２種と判断いたしました。
申請者は将来のことを考え、共同住宅を１棟建設する計画で、資金については、金融機関からの融資で賄(まかな)い、関係法令との協議も整っております。
以上のことから、１番、２番については、一般基準を満たしており、農用地区域内の農地及び第２種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
ありがとうございました。
以上で、議案第２号の説明及び報告が終わりました。
続きまして、議案第２号の質疑に入ります。
御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第２号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第２号について許可することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第２号　農地法第４条の規定によ

る許可については原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）
　議案第３号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局より説明がありましたが、大穂地区で調査を行っていただいておりますので、石島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

石島　繁委員
　去る３月８日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。
　提出番号１番については、平成２７年１月１６日付つくば農委指令第４号をもって自己用住宅用地として許可を受けましたが、住宅の構造を木造２階建てから木造平屋建てに変更すべく、事業計画変更をされたものです。
　以上のことから、１番については承認して差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　ありがとうございました。
　以上で、議案第３号の説明及び報告が終わりました。
　続きまして、議案第３号の質疑に入ります。
　御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第３号に対する質疑を終結いたします。
　これより採決します。
　議案第３号について承認することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第４号　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、議案第４号　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）
　議案第４号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局から説明がありましたが、地区ごとに調査を行っていただいておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
　まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員
　去る３月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号１番については、農地区分は農用地区域内の農地です。
　申請者は、市内で建設業を営む法人です。先般、市の公共事業を受注し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、資材置場用地として申請するもので、令和３年５月３１日までの一時転用です。許可後の利用方法は、周囲を仮囲いし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、鉄板を敷き、重機、工事用車両、工事に使用する管材等を置く予定で、資金については自己資金で賄う予定です。
　以上のことから、提出番号１番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労さまでございます。
　続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員
　去る３月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号２番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、県外で建設業を営む法人です。現在、資材置場として借りている資材置場を返却することになったことに加え、自社で営んでいる建設業及び建設資材等、建設重機の売上げが堅調なので、業務の拡大のため申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。許可後の利用方法は、盛土は行わず、全面を砕石敷とし、雨水は敷地内浸透、周囲をバリケードで囲った上、売却用コンテナ８台、建設車両、トラック等を３６台分と解体用資材、重機、建築鋼材の置場を確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、県外の借地に家族で暮らしておりますが、帰郷により出身地に安住するため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号４番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、生花教室を運営している個人です。現在教室として使用している建物が、もともとは農業用倉庫であり、許可が必要であることが判明したことから、始末書添付の上、現状の是正のため申請するものです。資金については、施工済みであり、関係法令との協議は整っております。

提出番号５番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、隣接地で４月に保育園の開所を控える法人です。応募が想定より多く、既存で確保している駐車場では手狭であり、近隣住民に迷惑がかかることから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。許可後の利用方法は、砕石敷とし、雨水は敷地内浸透、周囲はネットフェンスで囲み、１６台分の駐車場を確保する予定です。資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号６番、７番については、同一事業者の申請であるため一括して説明します。

申請地の農地区分は、いずれも第２種と判断しました。

申請者は、県内で中古自動車販売業を営む法人です。５月に隣接の市街化区域で新規事業を開業予定ですが、事業所のみでは車両置場が不足するため、申請地を借り受け、中古自動車置場として申請するものです。許可後の利用方法は、砕石敷とし、雨水は敷地内浸透、周囲をフェンスで囲った上、それぞれ自走できないナンバープレートを外した車等を置くため、積み下ろし車両の転回場と車両２０台分の中古自動車置場と自走できる車を置くための車両８４台分の中古自動車置場を確保する計画です。資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号２番から７番については、一般基準に適合の上、第２種農地の例外許可規定、許可基準及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）

御苦労さまです。

続きまして、茎崎地区分について、蛯原委員、お願いいたします。

蛯原　昇委員

去る３月１０日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号８番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号９番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、自宅の敷地内に農業用倉庫を建築するため、農家住宅の敷地拡張したく申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号８番、９番については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）

御苦労さまでございます。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島　繁委員

３月８日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号１０番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地に家族で暮らしておりますが、保有する自動車及び訪問者の駐車スペースが慢性的に不足していることから、申請地を祖母より受贈し、自己用住宅用地の敷地拡張として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１１番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１２番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１３番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、つくば市に本社を置き不動産業を営む法人ですが、申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地として８区画を販売するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、１０番から１３番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定及び第２種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
御苦労さまでございます。
続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員
去る３月９日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。
提出番号１４番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
申請者は、市外で電気工事業を営む法人で、申請地の近接地に営業所を置いています。今般、業務で使用する資材を保管するスペースを確保することが必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。許可後の利用方法は、全面に砕石を敷き、雨水は敷地内処理とし、電線等の資料や業務用車両を置く予定です。
提出番号１５番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
以上のことから、提出番号１４番、１５番については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
御苦労さまでございます。
続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員
去る３月１０日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号１６番については、第２種と判断いたしました。
申請者は、現在、両親と同居していますが、将来のことを考え、母より受贈し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
提出番号１７番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を祖母より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
提出番号１８番については、農地区分は第２種と判断いたしました。
申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１９番については、農地区分は第２種と判断いたしました。
申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
提出番号２０番については、農地区分は第３種と判断いたしました。
申請者は、常総市に本社を置く、不動産業を営む法人です。申請地には、建て売り住宅を建築する予定で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。
提出番号２１番については、農地区分は第３種と判断いたしました。
申請者は、常総市に本社を置く、不動産業を営む法人です。申請地には、建て売り住宅を建築する予定で、資金については自己資金で賄います。
提出番号２２番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
申請者は、市内に本社を置く、建設業を営む法人です。現在所有している資材置場が手狭になったことから、新たに申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。許可後の利用方法は、接道する道路の高さまで盛土を行い、雨水は敷地内浸透の上、コンクリートブロックや砕石等を置く予定です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。
提出番号２３番については、農地区分は第２種及び第３種と判断いたしました。
申請者は、埼玉県に本社を置く、不動産業を営む法人です。申請地には、建て売り住宅を建築する予定で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。
以上のことから、１６番から２３番については、一般基準を満たしており、第１種農地及び第２種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますので、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
ありがとうございました。
以上で、議案第４号の説明及び報告が終わりました。
続きまして、議案第４号の質疑に入ります。
御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第４号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第４号について許可することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可については許可することに決定いたします。

議案第５号　現況証明の発行可否について

議　　長（髙谷　榮司）
次に、議案第５号　現況証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）
議案第５号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号１番については、議事参与の制限案件に該当しますので、１番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
まず、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員
去る３月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号２番については、不耕作により山林状態となっており、現況も同様となっております。
提出番号３番については、昭和４２年頃から宅地の一部として利用されており、現況も同様となっております。
以上のことから、２番、３番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
御苦労さまでございます。
続きまして、茎崎地区分について、蛯原委員、お願いいたします。

蛯原　昇委員
去る３月１０日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号４番については、平成１２年以前より排水路として使用されており、現在も同様の状況となっております。
以上のことから、４番については証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労さまでございます。
　続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員
　去る３月９日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。
　提出番号５番については、平成３年頃より下水道ポンプ場として利用されています。
　以上のことから、５番については非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　ありがとうございました。
　以上で、提出番号２番から５番についての説明及び報告が終わりました。
　続きまして、提出番号２番から５番の質疑に入ります。
　御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　御質問、御意見ともにないようですので、提出番号２番から５番に対する質疑を終結いたします。
　これより採決いたします。
　提出番号２番から５番について、証明発行可とすることに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号　現況証明の発行可否についての提出番号２番から５番について、証明発行可とすることに決定いたします。
　続きまして、提出番号１番の御審議を願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、對崎委員の退席を求めます。

（對崎徳男委員　退席）

議　　長（髙谷　榮司）
　それでは、提出番号１番について、野堀委員より調査結果の報告をお願いいたします。

野堀良夫委員
　去る３月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、平成１０年以前より農業用倉庫用地の一部として使用されており、現在も同様の状況となっております。
以上のことから、１番については証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
ありがとうございました。
提出番号１番について、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
御質問、御意見ともにないようですので、これにて提出番号１番に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
提出番号１番について証明発行可とすることに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号　現況証明の発行可否についての提出番号１番について、証明発行可とすることに決定いたします。
對崎委員の復席を求めます。

（對崎徳男委員　復席）

議案第６号　買受適格証明の発行可否について

議　　長（髙谷　榮司）
それでは、次に、議案第６号　買受適格証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）
議案第６号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区において調査を行っていただいておりますので、青木委員より調査結果の報告をお願いいたします。

青木道子委員
　報告します。
　去る３月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号１番については、願出人は、水稲・野菜を作付している農家で、公売参加予定地には、それぞれ野菜を作付する予定です。
　以上のことから、１番については、農地法３条許可の要件を満たし、許可見込みがあることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　ありがとうございました。
　以上で、議案第６号の説明及び報告が終わりました。
　御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　御質問、御意見ともにないようですので、議案第６号に対する質疑を終結いたします。
　これより採決いたします。
　議案第６号について証明発行可とすることに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第６号　買受適格証明の発行可否については証明発行可とすることに決定いたします。

議案第７号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第８号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、議案第７号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第８号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を一括して議題といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
それでは、議案第７号及び議案第８号を一括して議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）
議案第７号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び、議案第８号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）説明いたします。
こちらは、市長より令和３年２月１５日付で農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。
議案第７号については、１３ページから１６ページまで、提出番号２３番まで議案書記載のとおりとなります。
議案第８号についても、１７ページ、提出番号５番まで議案書記載のとおりとなります。
以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号に適合しているため、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長（髙谷　榮司）
ただいま事務局の説明がありましたが、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第７号及び第８号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第７号及び議案第８号について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第７号及び議案第８号について原案のとおり決定いたします。

議案第９号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、議案第９号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）
　議案第９号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について御説明いたします。
　こちらは、市長より、令和３年２月１９日付で農用地利用配分計画の意見を求められており、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、以降２３ページまで議案書記載のとおりで配分計画案が４件となります。
　以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項各号に適合されているため、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局の説明がありましたが、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第９号に対する質疑を終結いたします。
　これより採決いたします。
　議案第９号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第９号について原案のとおり承認をいたします。

議案第１０号　つくば市農業委員会事務局障害者活躍推進計画について

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、議案第１０号　つくば市農業委員会事務局障害者活躍推進計画についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（吉田係長）
　議案第１０号　つくば市農業委員会事務局障害者活躍推進計画についてを説明いたします。
　こちらは、令和元年６月の障害者雇用促進法の改正に伴い、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用すること、また障害者である職員の活躍が推進されるよう計画を策定するものです。
　現在、つくば市の市長部局におきましては、令和２年の１０月につくば市障害者活躍推進計画が策定され、運用が開始されております。この計画は、任命権者ごとに策定するものとなっており、農業委員会におきましても、市長部局と同様に策定するものでございます。
　計画期間につきましては、令和３年３月１２日から令和７年３月３１日とし、必要に応じて見直しを行っていくものでございます。
　農業委員会事務局においては、直接職員の採用を行っておらず、市長部局からの出向という扱いとなっております。本計画の運用に関しては、人事課と連携して、障害者職員の雇用調整を図ることとなります。
　障害者雇用促進法では、障害者雇用率を全体の２．６％とすることが求められており、本市では、令和２年までに障害者職員が１６名雇用されおり、それを維持継続していく予定です。
　また、計画については、雇用に関しての積極的な取組、障害者の安定した職場環境の維持、働きやすい職場環境の整備、インターシップの受入れ、人材の育成等に取り組んでいく旨の内容が書かれておりますので、詳細については議案書を御覧いただければと思います。
　事務局からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局の説明がありましたが、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第１０号に対する質疑を終結いたします。
　これより採決いたします。
　議案第１０号について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１０号について原案のとおり決

定いたします。

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、日程第３、報告第１号から報告第９号についてですが、内容は議案書２６ページから３７ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。
　報告１号から報告９号について御質問等があればお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　それでは、ないようですので、報告案件を終了いたします。

その他

議　　長（髙谷　榮司）
　以上で、本日の議案審議及び報告事項は全て終了いたしました。

閉会の宣告

議　　長（髙谷　榮司）
　これをもちまして、令和３年第３回総会を閉会いたします。

【午後２時２５分　閉会】

議　　長

農業委員会委員

農業委員会委員